

社会福祉法人岐阜龍谷会 指定居宅介護支援事業（ケアプランセンターあそか）運営規程
（事業の目的）

第1条 社会福祉法人岐阜龍谷会が開設するケアプランセンターあそか（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の職員（以下「職員」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の職員は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 ケアプランセンターあそか

（2）所在地 岐阜市黒野404番地の1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）

事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたる。

（2）介護支援専門員 4名（常勤兼務職員1名、常勤2名、非常勤1名）

指定居宅介護支援の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

（2）営業時間：午前9時から午後5時までとする。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

（1）利用者の相談を受ける場所

事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行う。

（2）使用する課題分析票の種類

利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。

（3）サービス担当者会議の開催場所

事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において開催する。

（4）介護支援専門員の居宅訪問頻度

月1回以上必要に応じて訪問するものとする。

（5）モニタリングの結果記録

1 か月に1回実施するものとする。

2 次条の通常の事業実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 実施地域を越えた地点から、片道おおむね5キロメートル未満 200円。

(2) 実施地域を越えた地点から、片道おおむね5キロメートル以上 500円。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、岐阜市、山県市、本巣市及び本巣郡とする。

(その他運営についての留意事項)

第8条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年4回

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後にもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

5 提供した指定居宅介護支援に対する利用者や家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置するなど、必要な措置を講じる。

6 自ら提供した指定居宅介護支援に関して、市町村が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力する。市町村からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

7 指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

8 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとし、利用者に対するサービス提供の諸記録については、その完結の日から5年間保存するものとする。

9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人岐阜龍谷会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。